

令和8年 富士見町 告示

第 17 号

富士見町物価高騰対応定額給付金支給事務実施
要綱をここに公布する。

令和8年2月18日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町物価高騰対応定額給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長引く物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、富士見町物価高騰対応定額給付金を支給する事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 富士見町物価高騰対応定額給付金(以下「給付金」という。)は、前条の目的を達するために、富士見町(以下「町」という)によって贈与されるものをいう。

(支給対象者及び申請・受給者)

第3条 町は、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

2 給付金の支給対象者は、令和8年1月1日(以下「基準日」という。)において、町の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなった者及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市区町村長が認めるものを含む。)であること。

3 給付金の申請・受給者は、次のとおりとする。

(1) 給付金の申請・受給者は、その者の属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)であること。

(2) 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、支給対象者1人につき10,000円とする。

(支給申請)

第5条 第3条第3項に規定する者は、定額給付金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 申請書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲

げる方式は、申請・受給者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号、第2号又は第3号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送方式 申請・受給者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口方式 申請・受給者が申請書を町の窓口に出し、町が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) オンライン方式 申請・受給者が申請書を町が管理する「LoGoフォーム」により町に提出し、町が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (4) 窓口現金受領方式 申請・受給者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請・受給者は、申請書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出することにより、申請・受給者本人であることを証するものとする。

第5条の2 町長は、前条の規定にかかわらず、第3条第2項及び第3項の規定を満たし、かつ、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者については、定額給付金支給のお知らせ（様式第2号。以下「支給のお知らせ」という。）により給付金の通知を行うことができる。

- 2 前項による申請・受給者は、支給の通知を受けた際、定額給付金受給辞退の届出書（様式第3号）による受給の辞退又は定額給付金支給口座登録等の届出書（様式第4号）による登録口座の変更を申し出ることができる。
- 3 町長は、第1項の規定による支給のお知らせにより通知した期日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、申請・受給者に対し、給付金を支給することができる。

（代理による申請）

第6条 申請・受給者に代わり、代理人として第5条の申請を行うことのできる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 申請・受給者の属する世帯の世帯構成者（同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者は、住民基本台帳上の世帯構成者でない場合であっても、代理人として申請を行うことができるものとする。）
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は保佐監督人）
 - (3) 親類その他平素から申請・受給者本人の身の回りの世話をしている者で町長が特に認める者
- 2 代理人が給付金の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することとする。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人で

あることを確認することとする。

- 3 町は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請書の提出期限)

第7条 申請書の提出期限は令和8年6月30日とする。

(支給の決定)

第8条 町長は、第5条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)に対し給付金を支給する。

(給付金の支給に関する周知等)

第9条 町は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者及び申請・受給者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努める。

(申請書が提出されなかった場合等の取扱い)

第10条 町が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請・受給者から第8条の提出期限までに申請書が提出されなかった場合、当該申請・受給者が属する世帯の全支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請・受給者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請書は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別記(第3条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、町から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。))又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において町に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合(婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。)

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の各号のいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び第6号における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、町における申請・受給者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。))第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行による改正前の売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定

めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の各号のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、町の住民基本台帳に記録されている者については、町における申請・受給者とする。ただし、町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、町において住民基本台帳に記録されたときは、町における申請・受給者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると町に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを町長が相当と認めるときは、町における申請・受給者とする。

申請者番号

住 所

申 請 者

様

富士見町長 渡辺 葉

定額給付金申請書

富士見町では、長引く物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するため、物価高騰対応定額給付金を支給することを決定いたしました。

つきましては、支給対象者に相違がないかご確認の上、申請・受給者となる方の振込口座情報をご記入いただき、本申請書を令和8年6月30日までにご提出ください。

※ QRコードからオンライン申請することにより、本申請書の提出に替えることができます。
オンライン申請を行う場合、本申請書の提出は不要です。

振込先口座

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通		※「1.届出者」名義に限る。
		支店コード	2.当座		※通帳の表記に併せてください。

支給対象者

	氏 名	続 柄	生年月日	支給予定金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

上記申請期限までに本申請書が町に提出されない場合及び返送した確認書に不備があり町が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退したものとみなします。

本給付金の受給を希望しない場合は、以下のチェック欄に✓を記入してください。

【私は本給付金を受給しません 】

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	日中連絡可能な電話番号	
----	--	-----	----------	-------------	--

代理人が確認・受給する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人現住所
				日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			本人氏名	署名

提出書類

- 本人（代理人）確認書類の写し（コピー）

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）を添付してください。

※ 法定代理人による申請の場合、公的身分証明書等の写し（コピー）も添付してください。

- 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・
口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を添付してください。

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し
（いずれか1つ）

法定代理人による申請の場合、公的身分証明書等の写し（コピー）

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し）

様式第2号（第5条の2関係）

申請者番号

住 所

申 請 者

様

富士見町長 渡辺 葉

定額給付金支給のお知らせ

富士見町では、長引く物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するため、物価高騰対応定額給付金を支給することを決定いたしました。

申請・受給者のうち、公金受取口座が登録されている方で、振込口座に変更がない場合は、本通知に基づき本給付金の支給を受けられます。（原則、申請等の手続きは不要です。）

登録されている公金受取口座

金融機関名：

支 店 名：

口 座 番 号：

支給対象者

	氏 名	続 柄	生年月日	支給予定金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

なお、以下のいずれかに該当する場合は、令和 年 月 日までに案内に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。

- 本給付金の受給を希望しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 記載内容に相違がある場合

ご連絡がない場合、振込口座及び支給対象者に相違なく、支給に同意したものとみなします。

定額給付金受給辞退の届出書

富士見町長 渡辺 葉 殿

市区町村
受付印

- 1 . 私は「富士見町物価高騰対応定額給付金」の受給について、
辞退することをここに届け出ます。
- 2 . 本届出により、「富士見町物価高騰対応定額給付金」の受給を辞退する者が
本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に添付し提出します。

令和 年 月 日

住 所 富士見町

氏 名

連絡先 ()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し
（いずれか1つ）

定額給付金支給口座登録等の届出書

富士見町長 渡辺 葉 殿

市区町村
受付印

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「富士見町物価高騰対応定額給付金」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

住 所 富士見町

氏 名

連絡先

()

2. 新規振込先指定口座（原則、「1. 届出者」本人名義の口座に限る。）

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信流連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1.普通		※「1. 届出者」名義に限る。
			2.当座		※通帳の表記に併せてください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】（チェック欄に『✓』を入れてください）

富士見町が支給決定をした後、本届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、
 かつ、令和8年9月30日までに、富士見町が届出者に連絡・確認できない場合、
富士見町物価高騰対応定額給付金が支給されないことに同意します。

- 『定額給付金支給口座登録等の届出』（本書）

※必要事項をご記入ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を
確認できる部分の写し（コピー）を添付してください。

- 『届出者本人確認書類の写し（コピー）』

※ 届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）を添付してください。

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し
（いずれか1つ）

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し）